

平成 28 年度事業計画書

社会福祉法人えぽっく

I 基本方針

社会福祉法人えぼっくは（以下、えぼっく）、北海道北広島市及び南幌町を主な拠点として障がい福祉サービスの提供を行い、法人設立から今年で11年目を迎えました。「一人ひとりの声や願い」に耳を傾け、こたえていくこと、工夫し実践していくことで、誰もが安心して地域の中で暮らしていくことができるよう支援を行ってきました。

また、平成27年4月からは生活困窮者自立相談支援事業に取り組み、障がい児者、高齢者、その他社会的困難をかかえている人が、あたりまえの市民生活をおくることができる地域社会の実現を目指して活動を行っています。

平成28年4月からは、新たに社会福祉法人輝美福社会（以下、輝美福社会）を吸収合併することになりました。輝美福社会は、平成19年8月に設立し、北広島市を拠点に介護保険サービスを提供しています。地域の皆様に信頼され、愛される事業所を目指し、北広島市の地域密着型の多機能施設として、小規模多機能型居宅介護事業・認知症対応型通所介護事業、認知症対応型共同生活介護事業のサービス提供に努めてきました。

近年は、誰もが住み慣れた地域での生活を継続するためには、障がい、高齢、児童といった従来の対象者別の縦割りの福祉サービスでは解決することが困難な地域課題が増大しています。虐待、貧困、さまざまな社会的な困難をかかえた方への支援への対応です。このことは、えぼっくが実施している生活困窮者自立支援法に基づく支援においても大きな課題となっています。まさしく、この11年という月日の間に、えぼっくに求められるニーズは確実に大きく変わってきました。

また、国においては、社会福祉法人のあり方についての見直し論議がすすめられています。社会福祉法人においても、経営の合理化、近代化が求められており、大規模化や協働化も必要とされています。さらに社会福祉法人として一層の地域貢献が求められているところです。

そのようななかで、えぼっくと輝美福社会が、社会福祉法人として、地域の複雑かつ困難な福祉課題の解決を制度の枠を超えて取り組んでいくために、それぞれの専門性やノウハウを相互に補完しながら、地域社会に一層の貢献を行い、中長期的な視野で法人の運営を行うことを目標にしています。障害者総合支援法、介護保険法などの法令に基づく縦割りによるサービスを提供するだけでなく、横断的な対応や新たな地域課題に対応できる支援体制を確立し、①障がいのある方々への支援、②高齢の方々への支援、③生活困窮者等新たな福祉ニーズへの対応、の3点に重点的に取り組み、だれもが自分の生活を制度に抑圧されることなく、地域社会のなかで暮らし続けることができる体制づくりを目指します。

私たちは単に法律や制度の枠組みの中で、障がい児者や高齢者を支える仕組みを考えるのではなく、あらゆる課題は地域の中にある、そして解決策も地域の中にあるものと考えています。この11年間、私たちは多くの方々と出会い、学び、突きつけられ、叱咤激励され、そのうえで共に考え、実践に向けて渾身の努力をしてきました。これからも誰もがどのような状態であっても、自分らしく夢の実現に向けながら暮らし続けていくことができるよう、目

の前の一つひとつの支援にしっかりと向き合い続けながら活動を続けます。

一方、我が国の社会保障費の増大は続いており、福祉をとりまく状況は年々厳しくなっており、サービスの拡大とそれに見合った事業者への報酬の保障を行うことも厳しい時代になってきた印象を受けます。

今後、ますます障がい児者や高齢者、生活困窮者等を取りまく情勢は厳しくなるなかで、どんな厳しい状況になっても、すべての人が、制度の変更や廃止により自分の生き方を変えずに、また夢をあきらめることがない社会をしっかりと維持しなければなりません。「重度の障がいがあるから」「介護度が高いから」「生活に困窮しているから」という理由で、夢をもてない社会は、すべての市民にとっても生きづらい社会になっていくのではないのでしょうか。

社会の急激な変化にすばやく、これまで細かく対応することができなかった社会福祉法人ですが、この合併を契機に、10年、20年後も、当事者や家族、地域社会から、本当にえぼくが必要であると評価していただけるようわーかーびーグループ各法人（特定非営利活動法人わーかーびー、株式会社ライクアブリッジ、株式会社シーぽーと）とも連携を図り、精一杯努力邁進して参ります。

28年度の重点事項としては以下の通りです。

- ・全職員が、グループ全体、えぼくの理念の理解と実行をしていくこと。
- ・障がい・高齢・児童・生活困窮者などえぼくで実施している各事業の醸成、連携に努め、それぞれが縦割りでの事業展開を行うのではなく、横断的かつ柔軟に連携していくための土台作りの年度とする。
- ・障害者総合支援法・介護保険法・生活困窮者自立支援法など全職員が法制度の共通理解の徹底を図る。
- ・虐待防止と意思決定支援の推進。
- ・それぞれの法に基づく役割（管理者・サービス管理及び提供責任者・ケアマネージャー・主任相談支援員等）、並びに法人内部の職制上の役職（施設長、副施設長、部長、課長、主任等）の任命を受けているものが、その業務の遂行を的確に実施すること。
- ・社会人としてのマナー、社会人としての基本を今一度徹底する。

II 事業内容

1 南幌地区の事業（施設長：徳本 潔）

- ① 障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業の実施（ハニカム・あっと）
- ② 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施（ハニカム）
- ③ 道路運送法に基づく福祉有償輸送の実施（登録名称えぼく）

（サービス内容）

- ・生活介護（定員 25 名）
- ・短期入所（定員 4 名）
- ・共同生活援助（定員 12 名）
- ・地域生活支援事業（日中一時支援）

- ・認定就労訓練事業（定員 5 名）
- ・福祉有償輸送（登録番号：北札福第 56 号）

（事業所の所在地）

空知郡南幌町栄町 4 丁目 3 番 15 号（ハニカム）
空知郡南幌町北町 4 丁目 8 番 1 号（あつと）

2 北広島市共栄・恵庭地区の事業（施設長：向島久博）

- ① 障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業の実施
（ホホエム・ソレイユ・あざれあ）
- ② 児童福祉法に基づく相談支援事業の実施（あざれあ）
- ③ 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業の実施
（きたひろしま暮らしサポートセンターぽると）
- ④ 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施（ホホエム）

（サービス内容）

- ・多機能型障がい福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援 B 型）

主たる事業所	生活介護	定員 20 名
従たる事業所	生活介護（北広島団地地区で実施）	定員 6 名
従たる事業所	就労継続支援 B 型	定員 10 名
合計：定員 36 名		
- ・短期入所（定員 7 名）
- ・地域生活支援事業（日中一時支援）
- ・特定相談支援
- ・障がい児相談支援
- ・生活困窮者自立相談支援
- ・認定就労訓練事業（定員 5 名）

（事業所の所在地）

北広島市共栄 21 番地 1（ホホエム・あざれあ）
恵庭市有明町 6 丁目 10 番 8 号（ソレイユ）
北広島市中央 3 丁目 8 番 4 号 三和ビル 202（きたひろしま暮らしサポートセンターぽると）

3 北広島団地地区の事業（施設長：黒川浩太）

- ① 介護保険法に基づく地域密着型介護保険サービス事業の実施
（グループホームほこしあ・小規模多機能型居宅介護ほこしあ）
- ② 障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業の実施（フクラム・てとる）
- ③ 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施（ほこしあ）

（サービス内容）

- ・認知症対応型共同生活介護事業（定員 18 名）
- ・小規模多機能型居宅介護事業（登録定員 25 名）
- ・生活介護（定員 6 名） 名称：フクラム

※ 平成 28 年 4 月より共栄地区ホホエムの従たる事業所として事業開始予定

・居宅介護・重度訪問介護・行動援護 名称：てとる

※ 平成 28 年 4 月より共栄地区ホホエムから事業所住所変更により事業開始予定

・地域生活支援事業（日中一時支援）

※ 平成 28 年 4 月より事業開始予定

・認定就労訓練事業（定員 5 名）

（事業所の所在地）

北広島市輝美町 2 番地 3

4 役員会の開催

役員会について下記を目途に開催。

・理事会（年 6 回程度） ・評議員会（年 4 回程度）

5 監事監査の実施

法人の監事による監事監査（財務・事業）を四半期ごとに実施する。

6 第三者委員活動の実施

第三者委員を配置する。（2 - 3 名を予定）

・活動内容 委員による事業所訪問、
利用者との個別面談、
第三者委員会の開催（年 2 回）等

7 長期計画・整備についての具体的検討

今後の施設整備計画、えぼくとして理念の実現についての長期事業計画など全体ビジョンについての検討をすすめていく。

8 法令遵守と各種マニュアルの見直しと事故防止に向けた取り組みの実施

各種法令の理解による法令遵守の徹底ならびに、各種マニュアルについて法制度の改正に合わせ見直しを実施する。また、事故防止に向けた取り組みについても一層の充実を図る。

9 人権擁護・虐待防止への取り組み

- ① 虐待防止委員会を設置し、人権擁護や虐待防止について、虐待防止マネージャーによる点検、研修を実施し、職員の意識の向上に努める。
- ② 利用者の呼び方の徹底
 - ・利用者の尊厳を第一に考え、利用者の年齢にふさわしい呼び方を徹底する。

10 各種内部会議の開催

- ① 管理者会議（理事長・管理者・事務局で構成 週 1 回）

- ② 職員会議（理事長・管理者・正職員・フルタイムの非常勤職員他 月1回程度）
- ③ 主任・サービス管理・提供責任者会議及びケースカンファレンス（月1回）
- ④ その他、世話人会議、非常勤職員会議等を随時開催。
- ⑤ グループ内法人業務連絡会議（理事長・管理者レベルの会議 年数回）

1.1 各種研修への参加

- ① 研修計画を作成し、とりわけ内部研修の充実を図る。
- ② わーかーびいーグループ合同研修の開催
 - ・障がい者・高齢者虐待防止研修の開催（全職員対象）
 - ・マナー研修の開催（全職員対象）
 - ・専門研修の開催
 - 医療的ケアに関する研修、行動障がいに関する研修、認知症に関する研修等、専門分野別研修を開催する。
- ③ 外部研修への参加と、外部研修受講者の職員会議での報告会の開催。

<資料1> 各実施事業の重点項目、具体的な内容について

1 南幌地区<ハニカム> (施設長：徳本)

① 生活介護 (サービス管理責任者：中谷)

目標・課題
(活動メニュー) 1. 作業活動 (紙すき、カレンダー等) の促進。 2. 創作活動 (陶芸、小物製品等) の推進。 3. 文化活動 (音楽等) の推進。 4. 運動活動の推進。 5. 新規活動の試行。
具体的な内容
1. 季節に合わせた商品の作成を計画する。在庫管理を充実させ、作成したものはすべて完売することを意識し販売方法を探る。はにかme通信やチラシを活用する。町内の行事・お祭り等で販売、季節的な商品 (クリスマスツリー) 等の作成を積極的に行う。 2. えぼハウスでは毎週金曜日、えぼハウス2では毎週水曜日に音楽をかけ、リラックスタイムを作る。また、スポーツセンターを活用し、月2回の体力作りを実施する。 3. 新たな活動を取り入れ、日中活動の内容を充実させる。

② 短期入所 (担当：中谷)

目標・課題
1. 利用者の状況を把握し、在宅生活を支援する適切な短期入所の実施。 2. 利用中の状態の把握と事故防止の徹底。 3. ホホエムとの相互利用の推進。
具体的な内容
1. 短期入所を利用する背景や個々の利用者のニーズ把握に努め、個々にあった短期入所支援を行う。 2. 利用中の体調・様子等の記録の徹底。職員・家族との情報の共有。記録の徹底。 3. グループ内 (ホホエム、わーかーびい) で連携し、受け入れ体制を整備する。

③ 地域生活支援事業<日中一時支援> (担当：中谷)

目標・課題
1. 学校、保護者との情報の共有。 2. 児童の放課後支援、長期休暇の対応の推進。

具体的な内容
1. 個別に面談や情報交換を行い共通の支援を実施する。 2. 学校終了後、教育的な対応ではなく余暇を基本に過ごしてもらう。(個別に要望があるときには対応可能な範囲で行う。) 3. ご家族のニーズに合わせた受け入れ体制を推進する。

2 南幌地区<あっと> (管理者：徳本)

共同生活援助 (サービス管理責任者：川浦)

目標・課題
1. 余暇活動の充実。 2. 健康管理の推進。 3. 防災意識の向上。 4. 地域活動への参加。
具体的な内容
1. 入居者のニーズに合わせた、個々の余暇支援を行う。 2. バイタルチェックの実施、記録の記入の徹底。また、入居者の通院、服薬管理等、医療に関する記録ノートを個々に作成し、情報の共有化に努める。 3. 世話人を含めた、防災に関する学習会を実施する。 4. 誕生会や忘年会の開催のなど、ホーム行事の実施。 5. 地域・町内会行事 (運動会等) への積極的な参加。

3 北広島・恵庭地区<ホホエム・あざれあ・ソレイユ> (施設長：向島)

① 生活介護 (サービス管理責任者：大沼)

目標・課題
1. 作業活動 (紙すき・農耕作業) の推進。 2. 創作活動 (陶芸・小物作り) の推進。 3. 文化的活動 (音楽・書道他) の推進。 4. 運動 (散歩) 活動の推進。

具体的な内容
<p>1. 作業活動→農耕作業で収穫した野菜を喫茶コーナーにて販売、食材として提供する。又、保護者への販売の斡旋。日中活動で製作した作品をえぽフェスタ及び地域小学校のバザーにて販売を行う。</p> <p>また、新たな販売製品の選定を行う。</p> <p>2. 創作活動→喫茶コーナーのスペースを利用し、販売を行う。</p> <p>また、新たな販売製品の選定を行う。</p> <p>3. 文化的活動→土曜開所、祝日開所を利用しスタッフの活動の幅を広げる。</p> <p>4. 運動活動の推進→日中活動の中で計画的に散歩等の活動を取り入れる。</p>

② 就労継続（B）（サービス管理責任者：西村）

目標・課題
<p>1. 喫茶れぎみの利用拡大。</p> <p>2. 新たな活動メニューの実施。</p> <p>3. 作業活動（紙すき・小物作り・モップ作り・農耕作業等）の充実。</p> <p>4. 運動活動の推進。</p>
具体的な内容
<p>1. 喫茶の利用者を増やすために、定期的にチラシやクーポン券を地域の方々へ配布するとともに、期間限定メニューを季節ごとに取り入れる。</p> <p>また、ほこしあに月1回出店する。</p> <p>2. 農耕作業を実施し、収穫した野菜活用（サラダ）による新メニューを開拓する。</p> <p>3. 製作した商品を、喫茶コーナーなどを通じて販売する。</p> <p>4. 作物の収穫に合わせ、関係機関へのチラシの配布、町内の行事、お祭り等での販売を積極的に行う。</p> <p>5. スポーツセンターを活用し、月2回の体力作りを実施する。</p> <p>6. 新たな活動を取り入れ、日中活動の内容を充実させ、さらに工賃向上を図る。</p>

③ 短期入所（担当：西村）

目標・課題
<p>1. 利用者の状況を把握し、在宅生活を支援する適切な短期入所支援の実施。</p> <p>2. 利用中の状態の把握と事故防止。</p> <p>3. 障害者虐待防止法による被虐待者の緊急受け入れへの積極的対応。</p>

具体的な内容
1. 短期入所を利用する背景や個々の利用者のニーズ把握に努め、個々にあった短期入所支援を行う。
2. 利用中の体調・様子等の記録の徹底。職員・家族との情報の共有。
3. 緊急時の利用においては、他機関やグループ（ハニカム・わーかーびいー）と連携し、受け入れ体制を整える。

④ 地域生活支援事業（日中一時支援）（担当：大沼）

目標・課題
1. 日中一時支援（入浴サービス）の一層の推進
具体的な内容
1. 北広島市内の障がい児者への入浴サービスを積極的に実施する。

⑤ 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（あざれあ）（相談支援専門員：濱守）

目標・課題
1. 利用者一人ひとりのニーズに寄り添った総合的なサービス利用計画の作成。
2. 近隣市町村の様々な事業者・社会資源とのネットワーク作りを昨年度に引き続き行っていく。
3. えぼっくのサービスご利用の際の利用相談受付窓口としての役割を担い、各事業所及びサービス管理・提供責任者と連携を図り円滑なサービス利用に結び付ける。
具体的な内容
1. 相談者のニーズに応えるため、利用事業所と連携を図る。
2. 相談支援専門員研修や自立支援協議会等への参加。
3. 各事業所の契約書類、アセスメント等の書類の整備。

⑥ 共同生活援助（ソレイユ）（サービス管理責任者：阿部）

目標・課題
1. 自己選択・自己決定の機会をつくる。
2. 一人ひとりが地域で生き生きした生活を送る。
3. 防災意識を高める。
4. 健康管理に努める。
5. 余暇支援の充実。

具体的な内容
1. ホーム会議（毎週1回）開催し、本人達への提案方法や聞き取り方法を工夫していきたい。 2. 社会資源の有効活用（例：町内清掃活動や福祉ふれあいバザーへの参加） 3. 年2回以上の避難訓練のほか、防災に関する学習会を開きたい。 4. 体調管理に当たり、顔色（表情）、食事量などきめ細かく注意を払っていきたい。 5. 余暇支援について入居者のニーズを把握し計画的に実施していく。

4 北広島団地地区<ほこしあ・フクラム・てとる>（施設長：黒川）

① 小規模多機能型居宅介護ほこしあ

目標・課題
1. 常に柔軟な支援を目指し、利用者様、ご家族及び関係者様の希望に添ったサービスを提供する。 2. 認知症ケアの専門性を向上させ、ふれあいを大切にし、相互の信頼関係を築く。 3. 利用者のニーズをもとに趣味や娯楽、施設内行事を積極的に実施し、生きがいのある生活づくりを進める。 4. 利用者が施設内生活に止まることなく、市民の一員として過ごすため積極的な地域参加を行い、地域交流を深めていく。 5. 関係機関、団体との連携を深め信頼される事業所づくりに努める。
具体的な内容
1. 衣食住を中心とした基本的な日常生活に対する介護及び援助の実施 2. 介護福祉計画書の作成と実施をする 3. 入居者様の健康管理に努め、早期発見・治療と生活リハビリによる介護予防に取り組む 4. レクリエーションなどにより心身機能の向上を図る 5. 季節に応じた食事やおやつ作りなどを取り入れ食生活を充実させる 6. 外出や地域の子供や住民との交流を積極的に行い文化的生活を確保する 7. 各種行事にご家族の参加も呼びかけ、家庭や地域との交流を深める 8. 運営推進会議の開催 9. 日々のOJTや定期的カンファレンス、職員研修等により職員育成を図る 10. ご家族、地域、関係機関への理解と協力を得るため、広報誌の発行や、広報活動を実施する 11. 地域への事業所周知活動の推進と利用促進

② グループホームほこしあ

目標・課題
1. 家庭的な雰囲気の中、入居者様の趣味や嗜好に合わせ、自立した生活サポート空間の広がりを目指す。 2. 地域資源の活用、地域との関わりを深め、ご本人の思いや願いが実践できるよう努める。 3. 認知症ケアの専門性の向上に努め、安心して穏やかな生活が送れるよう支援する。
具体的な内容
1. 衣食住を中心とした基本的な日常生活に対する介護及び援助を実施する 2. 介護サービス計画の作成と実施をする 3. 入居者様の健康管理に努め、早期発見・治療と生活リハビリによる介護予防に取り組む 4. レクリエーションなどにより心身機能の向上を図る 5. ユニットでの炊飯や季節に応じた献立、行事食などを取り入れ食生活を充実させる 6. 外出や地域の子供や住民との交流を積極的に行い文化的生活を確保する 7. 各種行事にご家族の参加も呼びかけ、家庭や地域との交流を深める 8. 運営推進会議の開催 9. 日々のOJTや定期的カンファレンス、職員研修等により職員育成を図る 10. 広報活動の実施 11. 年2回の消防訓練を実施し、災害時における体制整備をする

③ 生活介護（ホホエムの従たる事業所プログラム）（サービス管理責任者：大沼）

目標・課題
1. 作業・創作活動（紙すき・小物作り）の推進。 2. 文化的活動（音楽等）の推進。
具体的な内容
1. 作業・創作活動→日中活動で製作した作品をえぼフェスタ及び地域小学校のバザーにて販売を行う。 また、新たな販売製品の選定を行う。 2. 文化的活動→ホホエム・ハニカムで実施する土曜開所を利用し利用者の活動の幅を広げる。

④ 地域生活支援事業（日中一時支援）（担当：大沼）

目標・課題
1. 日中一時支援（入浴サービス）の一層の推進
具体的な内容
1. 北広島市内の障がい児者への入浴サービスを積極的に実施する。また、重度心身障がい者及び医療的ケアの必要な利用者には、看護師並びに三号研修受講修了者を配置し対応する。

⑤ 居宅介護・重度訪問介護・行動援護（てとる）（管理者：和田）

目標・課題
1. 居宅介護サービスの一層の利用促進。 2. 居宅介護個別支援計画に基づいた質の高い支援。
具体的な内容
1. ご本人やご家族の意向に沿った支援ができるように、各利用サービス、各種社会資源との一層の連携、マッチングを目指す。 2. 職員間で居宅介護個別支援計画の内容の共通理解等に努め、支援の質の向上を目指す。また、常に利用者の可能性を考慮し、支援に努める。

5 生活困窮者自立支援法に基づく各種事業
（自立相談支援事業・認定就労訓練事業・学習支援事業）

① 生活困窮者自立支援事業所（ぼると）（管理者：向島）

目標・課題
1. 地域ネットワークの組織化を図り、生活困窮者の把握に努める。 2. 自立相談支援の周知に努める。 3. 就労先、中間的就労、居場所を開拓する。 4. 相談員の専門性や資質の向上のための研修へ参加する。

具体的な内容
1. 生活困窮者の複合的な課題に対応する相談窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。また、関係機関や地域のネットワークによる把握に努め、訪問支援（アウトリーチ）を含めた対応を図る。 2. 市の広報誌、回覧板、ホームページの作成など広報活動に努めるほか、民生委員・町内会の会合での説明、セミナー・研修会などを開催する。 3. ハローワークや就労関係の相談機関などと連携する。 4. 都道府県や関係団体の実施する研修や法人内の研修に参加する。

② 認定就労訓練事業（ハニカム・ホホエム・ほこしあ）（管理者：向島）

目標・課題
1. 就労訓練事業の推進。
具体的な内容
1. ぽるとが作成するプランに基づきハニカム・ホホエム等で就労訓練事業に積極的に取り組む。 2. ほこしあについても就労訓練事業の認定の申請を行い、就労訓練事業に取り組む。

③ 学習支援事業（ぽると）（管理者：向島）

目標・課題
1. 生活困窮等世帯の中学生に対して、学習支援を行い学力の向上を図る。
具体的な内容
1. コーディネーター、ボランティアを配置して学習支援に取り組む。 2. 北広島市福祉センターにおいて、週1回実施する。 3. 対象中学生、支援ボランティアの募集について、北広島市の広報等を活用し広く募集する。